

1. 基本方針

安全衛生に関わる認識の組織定着と高度化を図るべく、経営陣自らが先頭に立ち、以下の事項に取り組んでいきます。

- ・安全衛生にかかわるリスク評価と対応を、重要な経営課題の一つとして継続的に行い、本指針の見直しも含め、高度化していきます。
- ・本指針を含めた、安全衛生の考え方を、組織に浸透するよう、役職員に適切な教育を行います。

2. 取り組むべき事項と具体的取り組み

◆作業安全の確保

- ・「ドライバー教育マニュアル」を制定し、安全な車両運行を行います。
- ・【運輸部門】「安全運輸マネジメント」において、営業所ごとに、事故等の発生状況やその低減に向けた改善活動を行い、適法かつ安全な運輸業務を確立していきます。
- ・【PDI 部門】危険度の高い工程においてリスクアセスメントを実施し、リスク認識をするとともに、適切な対応を行います。

◆健康維持への取り組み

- ・法令に規定された健康診断やストレスチェック等の役職員の健康管理を適切に行います。
- ・特に健康被害の恐れのある塗装作業においては、「塗装作業手順書」を制定し、危険性の周知や安全な手順の教育を行うとともに、法令に規定された、保護具の使用、廃棄物の管理、健康管理等を実施します。

◆防災への取り組み

- ・「消防計画」を策定し、火災の予防・消火等の体制整備、設備の自主検査、避難経路の確保等を行います。

本指針は、トランスウェブの全役職員に適用されます。

2024年10月15日

代表取締役 前澤 武



安全衛生ポリシー別添資料

整備済みの規程等	対象となる分野		
安全衛生管理規程	個人用保護具の使用	機械の安全性	インシデント・アクシデント管理
フォークリフト作業標準（手順書）	機械の安全性		
塗装作業手順書	個人用保護具の使用	化学物質・生物化学物質の取り扱い	
運輸安全マネジメントの取り組み	機械の安全性	インシデント・アクシデント管理	
PDI防災計画	防火対策	緊急時の対応	

安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及び株式会社トランスウェブ(以下「会社」という。)における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 会社の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令(以下「法令」という。)及びこの規程に定めるところによる。

(会社の責務)

第3条 会社は、安全衛生管理体制を確立し、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善、健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、精神的健康の保持増進対策等、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進するために、必要な措置を積極的に推進する。

(従業員の責務)

第4条 従業員は、会社が法令及び本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持増進を図るため努めなければならない。

第2章 安全・衛生管理

(安全衛生管理体制)

第5条 会社は、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会を置き、法令に基づき必要な職務を行わせる。

(安全管理者)

第6条 会社は、法令の定めるところにより安全管理者を選任する。

- 2 安全管理者は、法令の定めるところにより、第5条の義務のうち安全に係る技術的事項を管理する。

- 3 安全管理者は、職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときには、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、安全管理者が職務を遂行することができないときは、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(衛生管理者)

第7条 会社は、法令の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

- 2 衛生管理者は、法令の定めるところにより、第5条の義務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。
- 3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、衛生管理者が職務を遂行することができないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(産業医)

第8条 会社は、法令の定めるところにより産業医を選任する。

- 2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。
 - ① 健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関すること。
 - ② 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関すること。
 - ③ 作業の管理に関すること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか従業員の健康管理に関すること。
 - ⑤ 健康教育、健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - ⑥ 衛生教育に関すること。
 - ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

- 3 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

(安全衛生委員会)

第9条 会社は、安全衛生委員会を設ける。

- 2 安全衛生委員会規程は、別に定める。

10人～50人未満の事業場

(安全衛生推進者)

第10条 会社は、安全衛生推進者(注:常時10人～50人未満の労働者を使用する事業場、但し、労働安全衛生法施行令第2条第3項に定める業種に属する事業場にあつては「衛生推進者」)を選任し、第6条2項に定める職務を行わせる。

(安全衛生推進者の職務)

第11条 会社は、法令の定めに従って安全衛生推進者を選任する。

- 2 安全衛生推進者は、次の業務を安全衛生業務について責任のある者の指揮を受けて担当する。

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ③ 労働者の安全又は衛生のための教育に関すること。
- ④ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ⑤ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ⑥ 快適な職場環境の形成に関すること。
- ⑦ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑧ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑨ その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

- 3 会社は、安全衛生推進者を選任したときは、その者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示するなどの方法により社員に周知する。

- 4 会社は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者からの意見を聴くための安全衛生会議を開催する。

(各部署の責任者)

第12条 各部(課)の責任者は、会社の決定に基づき所轄部署の安全衛生管理方針を決定するとともに、職場管理者を指揮して、労働災害防止、快適な職場形成に向けた統括管理を行う。

(職場管理者)

第13条 各職場の管理者は、労働災害を防止し、快適な職場を形成するため次の事項を管理しなければならない。

- ① 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ② 労働災害の防止及び健康障害の防止のため、作業方法を決定し、これに基づき部下の社員を指導すること。
- ③ 所管する設備・機械の安全を確保すること。
- ④ 職場内の整理・整頓に努め、快適な職場環境を形成すること。

(作業主任者)

第14条 会社は、法令の定める資格を有する者の内から作業主任者を選任する。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する労働者の指揮その他法令で定める事項を行わなければならない。

第3章 就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第15条 会社は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- ① 雇入れ教育、作業内容変更時教育。
- ② 危険・有害業務従事者特別教育。
- ③ 職長教育、その他監督者安全衛生教育。
- ④ そのほか安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育。

従業員は、会社の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

(就業制限)

第16条 会社は、フォークリフトの運転その他の業務で法令の定めるものについては、資格を有する者でなければ当該業務に就業させないこととする。

2 就業制限業務に就くことができる従業員以外は、当該業務を行ってはならない。

(中高年齢者等)

第17条 会社は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置を行うように努める。

第4章 職場環境の整備

(作業環境測定)

第18条 会社は、法令の定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録することとする。

(作業環境測定の評価等)

第19条 会社は、前条の作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令の定めるところにより、施設又は設備の設置、健康診断の実施及びその他の適切な措置を講ずることとする。

(環境の整備)

第20条 会社は、社内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- ⑤ 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置。
- ⑥ 作業方法の改善。
- ⑦ 休憩施設の設置又は整備。
- ⑧ その他快適な作業環境を形成するために必要な措置。

(保護具、救急用具)

第21条 会社は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、従業員に対し指導、教育を行うとともに、その整備に努めることとする。

(機械・設備の点検整備)

第22条 会社は、機械・設備等について、法令及び社内点検基準に定めるところにより点検整備を実施し、その結果を記録保存することとする。

(整理整頓)

第23条 会社は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持することとする。

第5章 健康の保持増進措置等

(健康診断)

第24条 会社は、従業員に対し法令の定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 会社は、有害業務に従事する従業員及び有害業務に従事させたことのある従業員に対し、医師による特別の項目について健康診断を行う。
- 3 会社は、健康診断の結果及び月の時間外労働が100時間を越える場合の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置について、医師の意見を聴く。
- 4 会社は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 5 会社は、健康診断を受けた従業員に対し、法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 6 会社は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める従業員に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努める。
- 7 従業員は、会社が行う健康診断を受けなければならない。
ただし、会社の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の医師又は歯科医師による健康診断結果証明書を会社に提出したときはこの限りでない。

(病者の就業禁止)

第25条 会社は、伝染性の疾患その他の疾病で、法令の定めるものにかかった従業員に対し、その就業を禁止する。

- 2 会社から就業の禁止を指示された従業員は就業してはならない。

(健康教育等)

第26条 会社は、従業員に対する健康教育及び健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

2 従業員は、前項の会社が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めること。

【附則】1 この規程は、2024年3月1日から施行する。

2 この規程は、必要に応じて改定する。

【フォークリフト作業標準】

(手順書)

(作成日) 2024年7月8日

(作成者) フォークリフト作業主任者 島田 拓朗

目次

1. フォークリフト運転の基本操作

- 点検 P1
- 乗車 P2
- 発進 P3
- 走行 P4
- 荷役作業 P5

2. 運転時の注意点

- 駐車・降車 P6

フォークリフト運転の基本操作

■点検

- フォークリフトに乗車する前に、まず作業前点検を行う必要があります。
水漏れやオイル漏れが起こっていないか、タイヤや作業装置に異常はないかどうか、フォークリフトの周りを回りながら順番に確認していきます。
その際に、フォークリフトの付近に障害物がないかどうか合わせてチェックしましょう。

(年1回の特定自主検査)

- 1年を超えない期間ごとに1回、定期に次の事項について自主検査を行うこと。
- ※労働安全衛生規則より抜粋

<第151条の21>

- 1年を超えない期間ごとに1回、定期に次の事項について自主検査を行うこと。
ただし1年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りではない。
1. 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
 2. ディファレンシャル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常の有無
 3. タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
 4. かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
 5. 制動能力、ブレーキ、ドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
 6. フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置の異常の有無
 7. 油圧ポンプ、油圧モータ、シリンダ、安全弁その他油圧装置の異常の有無
 8. 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
 9. 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置および計器の異常の有無

フォークリフト運転の基本操作

■乗車

- フォークリフトはどちらからも乗れる構造になっていますが、正しくは左側から乗るので、必ず左側から乗車するようにしましょう。
- 左手でアシストグリップを握り、右手でドライバーシートの背中部分を持ちます。そして乗降ステップに左足をかけて、タイミングを合わせて乗り込みます。
この順序で乗れば、身体を接触させることなくスムーズに安全に乗り込むことが可能となります。乗車の際にレバーやハンドルを持ったり、飛び乗ったりすることは非常に危険です。
- 乗り込んで位置を調整したら、周囲の安全を確認した上でキーを回してエンジンをかけて操作を行っていきます。

フォークリフト運転の基本操作

■発進

- エンジンがかけたら、リフトレバーで5～15cm程度の高さにフォークを上げます。そしてチルトレバーを引いて、マストをいっぱいまで後傾させます。
※その際に、フォークを上げる前にチルト操作を行わないよう気を付けましょう。
フォークリフトは左手でハンドルを操作しますので、左手でハンドルノブを握りましょう。
前後左右の安全確認をし、前後進レバーを前進に入れ、ブレーキペダルは踏んだままサイドブレーキを解除します。
ブレーキペダルから足を離し、アクセルをゆっくり踏み静かに発進しましょう。
急発進にならないようアクセル操作には十分注意しながら慎重に行うようにしましょう。

フォークリフト運転の基本操作

■走行

①前進

周囲の安全に留意し前進走行します。

走行中は左手でハンドルノブを握り、右手はレバーに乗せず膝の上に置いておきましょう。

右左折時は前後左右の確認をしましょう。

駐車位置付近や荷役作業場所付近は徐行するようにしましょう。

②後進

後進時には後方左右の安全確認を必ず行いましょう。

前後進レバーを後進に入れ、駐車ブレーキを外し後進します。

荷役作業

■ 走行

① 積み下ろし

- 取り下ろしたい荷物とフォーク（爪）の先端の距離が30cm程度のところ（手前）で停止します。
- 駐車ブレーキをロックし前後進レバーを中立にしてから、マストを垂直にし、フォーク（爪）をパレット間口の高さまで上げます。
- 前後進レバーを前進に入れ、安全確認をしてから、駐車ブレーキを解除しゆっくり前進します。パレットをフォークの根本まで差し込みます。
- 駐車ブレーキをロックし、前後進レバーを中立にしてから、パレットの下面を10cm程度持ち上げます。
- 前後進レバーを後進に入れ、安全確認をしてから、駐車ブレーキを解除します。ゆっくり後進してパレットの先端と荷台の隙間が20～30cm開いたら停止します。
- 駐車ブレーキをロックし、前後進レバーを中立にします。フォークを静かに下げて、パレットの下面と地面の隙間が約10cmの高さまで下げて、マストをいっぱいまで後傾させます。
- 前後進レバーを後進に入れ、安全確認をしてから、指定速度を守り指定場所に移送します。

② 積み付け

- 荷物を積みつける際、荷台とパレットの先端が30cm手前の位置で停止します。駐車ブレーキをロックし、前後進レバーを中立にします。
- マストを垂直にし、パレットの下面を荷台より10cm程度上の位置まで上げます。前後進レバーを前進に入れ、安全確認をします。ゆっくり前進して、パレットを荷台の指定場所まで前進します。駐車ブレーキをロックし、前後進レバーを中立にします。荷台の指定箇所にパレットを静かに降ろします。前後進レバーを後進に入れ、安全確認をします。駐車ブレーキを解除します。
- ゆっくり後進し、フォークの先端と、荷台の隙間が20～30cm開いたら停止してから、フォークを地上10cmまでゆっくりと下げて、マストを後傾させます。
- 前後進レバーを後進に入れ、安全確認をします。駐車ブレーキを解除して、会社の指定速度を守り、次の目的の場所に移動します。

フォークリフト運転時の注意点

■ 駐車・降車

1. 制限速度を遵守しましょう。稼働する場所によって制限速度は異なりますので、制限速度をしっかりと確認した上で、決められた制限速度を遵守し走行しましょう。（制限速度5 k m/h）
2. 荷積走行時など前方が見えにくい場合にはそのまま前進すると大変危険なので、バックで後方を確認しながらゆっくり走行するか、一旦停止して周囲を確認してから走行するなど、焦らず安全確認をしながら走行しましょう。
3. 見通しの悪い場所、狭い通路の出入り口は一旦停止し、周囲の安全（指差呼称）を確認しましょう。
4. 急旋回・急発進・急ブレーキ・急なマスト操作などは荷崩れが起きたり、車体が転倒する恐れがあるので行わないようにしましょう。
5. 本来のフォークリフトの用途以外での使用は危険なのでしないようにしましょう。

塗装作業手順（作業標準）

2024年6月15日

作業主任者 熊谷 浩



1. 塗料の調合 使用保護具(A)(D)

- ・配合データに基づき原色を用意し換気装置のある作業台で調合する
- ・専用の秤、カップ、攪拌棒を使用する
- ・攪拌棒洗浄用の容器は必ず換気装置のある作業台に設置し、不使用時には蓋を閉める

2. 色の調整 (A)(D)

- ・専用のスプレーガンで調合した塗料をスプレーキャビンにて調色用紙に塗装する
- ・乾燥後、現車で色の確認を行い修理箇所との比較・調整を行う

3. 塗装準備 (A)(D)

- ・換気装置のある作業台にて適量の塗料とシンナー、クリアーと硬化剤を専用カップで混合する
- ・ブルプッシュ換気装置(塗装ブース)にて車両の塗装個所の脱脂を行う

4. 塗装 (A)(B)(C)(D)

- ・ブルプッシュ換気装置(塗装ブース)にてスプレーガンを使用し車両の塗装をする

5. 道具の洗浄及び消耗品の処分 (A)(D)

- ・スプレーガンをラッカーシンナー又は再生シンナーを使用しスプレーキャビンで洗浄する
- ・攪拌棒は洗浄用容器に入れ使用済みカップは蓋つきのごみ箱に廃棄する
- ・空の原色缶は蓋つきの空き缶専用ごみ箱に廃棄する

■保護具の種類と役割

・保護手袋・保護衣・防毒マスク・保護眼鏡 など着用して身体の保護を行う!!

[A]保護手袋

・有害な化学物質から皮膚損傷や、皮膚から体内に吸収することで生じる健康障害を防止するため着用する手袋

[B]保護衣

・有害物質と皮膚との接触を避けるための服で、皮膚接触や経皮吸収を防ぎ、作業者の安全のために着用される服

[C]防毒マスク

・塗装中に飛散した有毒ガスを吸い込まないようにする呼吸保護具

[D]保護眼鏡

・溶剤蒸気や塗料ミストから眼を保護する保護具



Trans Web PDI Centre
消防計画

2021/6

管理権原者：山崎俊充センター長

管理権原者の権限と業務

管理権原者は、防火管理業務についてのすべての責任を持つ。

- 管理権原者は、管理監督的立場にあり、防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせなければならない
- 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない
- 防火上の不備や消防用設備等の不備がある場合は、速やかに改修しなければならない

防火管理者：島田拓朗課長

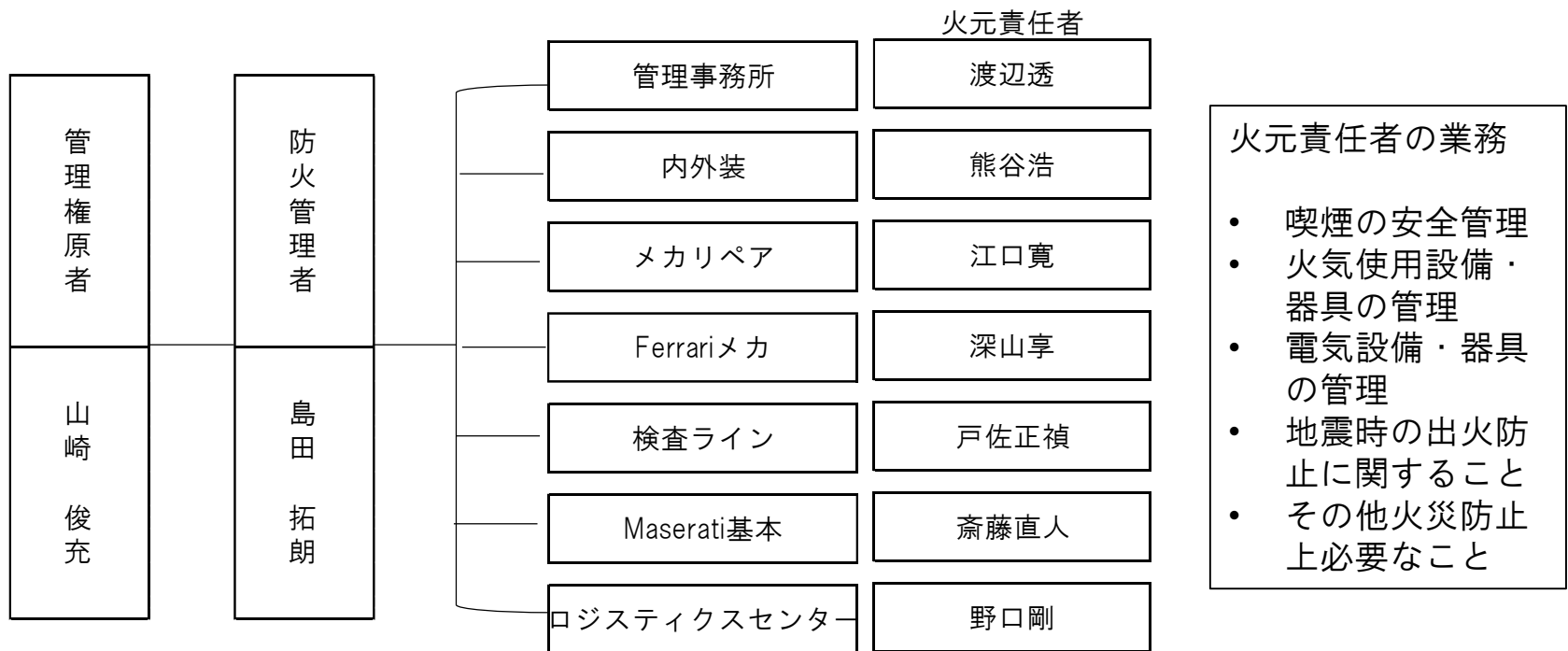
防火管理者の権限と業務

1. 防火計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行う
 - 消防計画の作成、検討および変更
 - 通報、避難、消火等の訓練実施
 - 建物、火気使用設備器具、危険物設備等の点検実施および監督
 - 消防用設備等の点検整備実施および立ち合い
 - 火気の使用制限・禁止または取り扱いに関する指導および監督
 - 収容人員の把握と安全管理
 - 従業員・スタッフに対する防災教育実施
 - 管理権原者に対する助言および報告
 - その他防火管理上の必要事項
2. 防火管理業務の適正をはかるため消防署と連絡を密にし、次の業務を行う
 - 防火管理者選任（解任）届出
 - 消防計画作成（変更）届出
 - 消防用設備等の点検結果の報告（3年に一回）
 - 消防訓練実施届け提出
 - その他法令に基づく報告および防火管理について必要な事項

予防管理対策

1. 予防管理組織
2. 消防用設備等の点検・報告
3. 自主検査
4. 不備欠陥等の整備

1. 予防管理組織



2. 消防用設備等点検

消防用設備等	機器点検	総合点検	点検員
消火器 非常警報設備 自動火災報知設備 誘導灯 避難器具	6か月に一回 6 月 12 月	一年に一回 6 月	業者名 セコム株式会社 電話番号 0476-46-6476 立合い者氏名

3. 自主検査

管理権原者 ㊟

検査日 年 月 日

防火管理者 ㊟

検査担当者 ㊟

判定欄の記号 ○: 良い ×: 不良 △: 改修済

区分		検査内容	判定	
建物	周囲等	可燃物が放置されていないか。 避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。		
	防火区画階段・廊下	防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。		
	非常口	避難を妨げる物品等はないか。 非常口は、容易に開閉できるか。		
消火設備	消火器	階ごとに適正な位置に配置されているか。 外観に異常はないか。 標識は脱落していないか。		
		屋内消火栓設備	扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。 外観に異常はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
			スプリンクラー設備	ヘッドに変形・障害物はないか。 間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 ポンプ室は整理され可燃物はないか。
	自動火災			間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。
		報知設備		発信機の周辺に障害物はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 警戒区域一覧図はあるか。
	警報設備		非常警報設備	ベル・放送の音量は十分か。
(非常放送設備)		周辺に障害物はないか。 放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。 表示灯は正常に点灯するか。 警戒区域図はあるか。		

区分	検査内容	判定		
避難設備	避難器具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。 操作場所の窓は容易に開放できるか。 降下空間の途中に看板等の障害物はないか。		
		誘導灯	標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。	
		誘導標識	非常電源に異常はないか。 照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。	
	消防隊使用設備	連結	各階の放水口のパルプから漏水していないか。	
送水管		扉の開閉を妨げる物品等はないか。 送水口付近に障害がなく、基準階階があるか。		
		消防隊	外部から容易に進入口を確認できるか。	
進入口		外部から容易に開放できるか。 進入口の周囲に物品等はないか。		
		その他	危険物	施設は適正に維持管理されているか。 許可(届出)された品名、数量が守られているか。 係員以外の者がみだりに出入りしていないか。 危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。 みだりに火気が使用されていないか。
火気管理	喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。 電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。 ガスホース、電気コード等に異常はないか。 厨房ダクトの清掃はされているか。 焼却炉の構造及び火の始末はよいか。			
	防災物品			カーテン・じゅうたん等は防災物品であり、表示はあるか。
その他				

4. 自衛消防組織

自衛消防隊 隊長	職	PDIセンター長
	氏名	山崎俊充
自衛消防隊 副隊長	職	車両管理課 課長
	氏名	島田拓朗
任 務 内 容	係名	隊 員 氏 名
○ 通報連絡班	班長	前川晴美
消防機関への通報	係	安田あゆみ
従業員・来場者への報知	係	野平 恵
消防隊への情報提供	係	宮澤彩乃
	係	
○ 消火班	班長	江口寛
消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。	係	田島 秀之
	係	飯野 綾真
	係	金沢 武士
	係	高橋 広行
○ 避難誘導班	班長	小澤公己
非常口を開放して、来場者等の避難誘導及び	係	熊谷浩
人員の確認を行う。	係	深山享
要救助者の救助	係	木村 俊成
	係	斎藤直人
○ 救護班	班長	深山夢香
負傷者の応急救護にあたる。	係	淵脇渚沙
	係	石井舞衣
	係	坪井萌香
○ 警備班	班長	渡辺透
防火シャッター・防火戸の閉鎖	係	宮負宏通
商品、書類、備品等の搬出、	係	戸佐 正禎
保護及び水損防止	係	久保木一志
従業員 合計 人	自衛消防隊員 合計	人

避難場所

